

浮体式洋上超大型風力発電機設置実証事業

((仮称) 三菱重工業風力発電所及び(仮称) ジャパンマリンユナイテッド風力発電所設置事業)

環境影響評価方法書についての 環境の保全の見地からの意見の概要 及びその意見についての事業者の見解

平成 25 年 4 月

経済産業省 資源エネルギー庁

第1 環境影響評価方法書の公告、縦覧及び住民説明会

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

(1) 公告内容

環境影響評価法第7条の規定に基づき、環境影響評価法施行規則第3条に記載される方法書について公告する事項、第3条の2に記載される方法書の公表に関する事項、第三条の4に記載される方法書説明会の開催の公告に関する事項を記載し、「(3) 公告の方法」に示す方法にて公告した。

(2) 公告日

平成25年2月5日（火）

(3) 公告方法

広く地域住民に周知するため、環境影響評価法施行規則第一条に記載される方法のうち、複数手法により公告を実施した。

本事業の関係地域である福島県、楢葉町及び広野町と協議し、日刊新聞紙2紙及び楢葉町、広野町が発行する広報誌にチラシを同封し送付することとした。公告の概要は表1に示すとおりである。なお、楢葉町及び広野町の広報誌は、震災により両町を離れている住民へも配布されている。

表1 公告の概要

方法	名称	掲載日/発送日	記載面/広報誌号数等
日刊新聞紙 (別紙1参照)	福島民報	平成25年2月5日	朝刊25面
	福島民友	平成25年2月5日	朝刊23面
関係町の広報誌に チラシ同封 (別紙2参照)	広報ならは	平成25年2月5日	号外2月号（第21号）
	広報ひろの	平成25年2月15日	3月号（No.499）

(4) 縦覧

縦覧は方法書のほか、方法書の要約書も併せて縦覧に供した。表 2 に縦覧及び電子縦覧の概要を示す。

表 2 縦覧及び電子縦覧の概要

方法	内容
縦覧期間	平成 25 年 2 月 5 日（火）から平成 25 年 3 月 4 日（月）まで ※電子縦覧については縦覧期間終了後も継続中
縦覧場所 (5ヶ所)	福島県 生活環境部 環境共生課
	福島県いわき地方振興局 県民部 県民生活課
	福島県相双地方振興局 県民環境部 環境課
	檜葉町役場 いわき出張所
	広野町役場 総務課 企画グループ
電子縦覧	事業者のホームページ (http://windeng.t.u-tokyo.ac.jp/forward/)
	事業者のホームページへのリンクを福島県、檜葉町、広野町のホームページにて掲載

2. 環境影響評価方法書についての住民説明会の開催

環境影響評価法第7条の2の規定及び環境影響評価法施行規則第3条の3及び4の規定に基づき、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下、住民説明会）を開催した。住民説明会の開催の公告は、方法書の縦覧に関する公告と併せて実施した。

住民説明会の開催日時、場所、参加者数は表3に示すとおりである。

表3 住民説明会の開催概要

会場名	開催概要	
いわき会場	開催日時	平成25年2月13日（水） 19時～20時15分
	開催場所	楢葉町谷川瀬分室2階（いわき市平谷川瀬1-1-1）
	参加者	5名
広野会場	開催日時	平成25年2月22日（金） 19時～21時45分
	開催場所	広野町公民館2F大会議室（双葉郡広野町中央台1-1）
	参加者	7名

3. 環境影響評価方法書についての意見

環境影響評価法第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見書の提出を受け付けた。表4に意見書受付の概要を示す。

表4 意見書受付及び提出状況

意見書受付期間	平成25年2月5日から平成25年3月18日まで (郵送受付は当日消印有効とした)
意見書の提出方法	縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
	住民説明会当日に事務局受付へ提出
	事業者への郵送による意見書の提出
意見書の提出状況	意見書の提出総数：8通 内訳 縦覧場所での投函：6通（意見あり1通、閲覧のみ5通） 住民説明会での提出：2通（環境アセスに関する意見無し）

第2 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

環境影響評価法第9条及び電気事業法第46条の6第1項に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、表5のとおりである。

表5(1) 意見の概要及びこれに対する事業者の見解

意見の概要	事業者の見解
方法書第3章「対象事業実施区域及びその周囲の概況」について、東日本大震災や福島原発事故以降、放射線等の影響を受けているため、それらを踏まえた記載内容にすべきである。	方法書作成時には最新の資料を用いるよう努めておりますが、準備書作成時に当たっても最新の資料を用いるよう留意致します。 また第3章の冒頭部分に、東日本大震災の影響により、現状と収集したデータとは大きく異なっている可能性がある旨を追記致します。
「野鳥の記録 東京から釧路航路の30年-1997年～1999年を中心として」によれば、対象事業実施区域周辺では、一般鳥類はもとより、下記に掲げる希少な鳥類も生息していることが分かっている。そのため、これらの希少な鳥類についても、風力発電施設の建設が与える影響を評価、予測するための十分な調査計画と適切な実施が必要である。 事業実施区域周辺の絶滅危惧種（野鳥の記録 東京からの釧路航路の30年より） アホウドリ（環境省・絶滅危惧II類） コアホウドリ（環境省・絶滅危惧IB類） クロコシジロウミツバメ（環境省・絶滅危惧IA類） ヒメクロウミツバメ（環境省・絶滅危惧II類） オーストンウミツバメ（環境省・準絶滅危惧種） アカアシカツオドリ（環境省・絶滅危惧IB類） ヒメウ（環境省・絶滅危惧IB類） ハヤブサ（環境省・絶滅危惧II類） ホウロクシギ（環境省・絶滅危惧II類） コアジサシ（環境省・絶滅危惧II類） ウミガラス（環境省・絶滅危惧IA類） ウミスズメ（環境省・絶滅危惧IA類） カンムリウミスズメ（環境省・絶滅危惧II類）	ご指摘頂いた種は、方法書p.80に、文献その他の資料調査にて確認された重要な種として記載しております。 これらの種について、環境影響の予測・評価を実施致します。

表 5 (2) 意見の概要及びこれに対する事業者の見解

意見の概要	事業者の見解
<p>「IV.【4.2 調査、予測及び評価の手法の選定】 表 4.2-2(4) 調査、予測及び評価の手法」について</p> <ul style="list-style-type: none"> i) トランセクト調査においては、全数調査やスナップショット法による調査など、どのような手法を用いるかを具体的に記載すること。 ii) ウミスズメ類等小型鳥種の見落としおよび誤識別を避けるため、各トランセクトの観察幅は両舷 200m とすべきであること。 iii) 観察・記録する項目については、鳥類の種や個体数だけでなく、海面に着水している個体も含め、飛翔高度、飛翔個体の飛翔方向、さらに、着水個体が飛立った場合には船からの距離等も記録すること。 iv) 航空機トランセクト調査については、航空機の飛行高度によっては、動画撮影データを得るために搭載するカメラに写る前に、海面に着水している鳥類を飛去させるなど、正確な個体数を把握することができない場合がある。そのため、航空機トランセクト調査を行う際には、その飛行高度も記載すること。 v) 航空機トランセクト調査時に、動画撮影カメラに写る前に飛去した鳥類の個体がいた場合は、その個体の種・数・位置も別途記載すること。 vi) 鳥類の重要な種および注目すべき生息地があった場合、別途詳細な調査をすること。また、その旨を記載すること。 vii) 日本では、沖合域での鳥類の生態はよく把握されておらず、不明な点が多い。そのようなことから、本事業は実証実験ではあるものの、建設後の事後調査にも資するデータとするため、対象事業実施区域及びその周辺での鳥類の状況等をできるだけ詳細に把握すべきである。それらの観点からも、トランセクト幅は 1km とし、全部で 7 本程度を用意すべきであること。また、トランセクト 1 本の距離は 15km とすべきであること。 viii) 調査時期については、春夏秋冬ではなく、繁殖期前期・繁殖期後期・移動期（春・秋）・越冬期に調査すること。 ix) トランセクト調査時の船舶の航行速度を記載すること。なお、海外での同様の調査事例をみると、一般的には 6~10 ノットとみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> i) 船舶トランセクト調査及び定点観察調査においては、定めた距離もしくは時間内で、観察幅内に出現した鳥類はすべて記録することとしております。準備書においては詳細に調査方法を記載するよう致します。 ii) トランセクト調査では、ウミスズメ類だけでなく、その他の中形・大型鳥類の確認も目的であること、その他の項目でご指摘頂いている通り、対象事業実施区域及びその周辺での鳥類の生息状況等をできるだけ多く把握するため、現況の 300m の観察幅で実施致します。 iii) ご指摘を踏まえ、記録内容を検討致します。また飛翔高度については海面からの高度を記録致します。 iv) 航空機トランセクト調査について、準備書にて動画撮影時の飛行高度も記載致します。 v) 航空機トランセクト調査においては、目視による確認により、動画撮影データを補完するよう努めます。 vi) ご指摘を踏まえ、現地調査結果に基づき検討致します。 vii) 不明点の多い沖合域での鳥類の生態について、できるだけ多くの情報を得られるよう、適宜任意確認調査の実施を検討いたします。より広域の詳細な分布利用状況の把握は、航空機トランセクト調査により実施致します。 viii) 調査時期につきましては、海鳥の移動時期や繁殖地への渡来・渡去時期、越冬期を各季節に当てはめて設定しています。 ix) 航行速度は 5~10 ノットとしております。この内容を準備書において記載致します。

表5 (3) 意見の概要及びこれに対する事業者の見解

意見の概要	事業者の見解
<p>「IV. 【4.2 調査、予測及び評価の手法の選定】 表 4.2-2(5) 調査、予測及び評価の手法」について</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 予測対象時期等は、工事期間中および風力発電機が稼働する時点だけではなく、運転開始後も対象とすること。 ii) 評価の手法として衝突確率モデルを用いる場合は、専門家による意見聴取等を行い、最新の衝突確率計算モデルを用いること。 iii) 鳥類は常に一定の高度を飛行するのではないことから、飛行高度に関する評価を行う場合や飛行高度を衝突確率モデルに用いる場合は、高度 L(0m～ロータ一下)は高度 M(ロータ一下端～ローター上端)として計算すること。 	<p>i) 「風力発電機が稼働する時点」は、運転開始後を指しております。</p> <p>ii) ご指摘のとおり、有識者の意見を踏まえつつ、出来る限り定量的な解析の実施に努めます。</p> <p>iii) ご指摘の内容について有識者の意見を踏まえた上で、解析を実施致します。</p>